

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

小21 千葉市立横戸小学校

◇千葉市の教育

○千葉市教育施策の基調「人間尊重の教育」

○千葉市学校教育推進計画

目指す子どもの姿：「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」

教育目標：「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

◇学校教育目標

豊かな心情と、自ら学ぶ意欲をもち、心身ともにたくましく生きる子どもの育成

（校訓「よく学ぶ子ども、こころの優しさをもつ子ども、どの子も元気な子ども」）

◇生徒指導の重点目標

① 生徒指導体制の確立と充実（個人及び集団への適応）

- ・ 基本的生活習慣の確立と望ましい集団行動の実践
- ・ 毎月の生徒指導・特別支援・いじめ問題対策委員会での情報交換・情報共有
- ・ 「横戸小よい子の一日」の定期的な確認と徹底

② 日常の学習指導の充実（学習への適応）

- ・ わかる授業＝学習意欲、成就感、満足感のもてる授業実践
- ・ 結果に至る過程を重視し、主体的な思考を伴う授業展開の工夫

③ 体験活動の充実（地域と社会生活への適応）

- ・ ボランティア活動の充実（みのりの時間）
- ・ 学校林を素材とし自然環境を生かした活動の充実
- ・ 地域の方々との交流（昔遊びの会・横小まつりなど）

全教職員で
子どもたち一人一人
を指導する

④ 教育相談の充実

- ・ 日頃の教育相談活動（問題行動・いじめ・登校しぶりなど）
- ・ 相談カードの活用

◇本校のいじめ問題の課題

- 児童が多様な人々と関わり、豊かな人間関係を築く機会を設けるよう努める。
- 定期的ないじめアンケートや担任による悩み相談など、様々な調査や日頃からの相談活動を通して、児童の人間関係や心身の状態の把握に十分努める。
- 研修を通して、教職員のいじめに対する指導力の向上に努める。
- 高学年ではSNSを利用する児童が増えているため、情報モラル教育・家庭でのルールづくりの啓発に努める。

1 いじめの防止等の対策の基本理念等について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

<いじめ防止対策推進法 第二条より>

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<いじめ防止等のための基本的な方針より>

(3) 学校及び学校の教職員の責務

横戸小学校の教職員は、基本理念にのっとり、横戸小学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、横戸小学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) 組織について

① 名称 「いじめ問題対策委員会」

② 役割

<未然防止>

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行う役割

<早期発見・事案対応>

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

<学校基本方針に基づく各種取組>

カ 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割

キ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

③ 定例会議……（原則として）毎月1回 第4火曜日

④ 組織の構成について<チーム学校による生徒指導体制>

ア 構成員 ……校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、学級担任、栄養士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

イ 相談・通報窓口……教頭（教務主任）、生徒指導主任

(2) いじめの未然防止について

① 歯車委員会を中心とした委員会児童が主体となって、いじめ防止の取組「みんなにこにこキャンペーン」を実施し、「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりを進める。

② 各教科、道徳教育、特別活動、体験活動など、学校教育活動全般を通して、いじめを生まない人間関係づくり、集団適応力、豊かな情操、生命や人権を大切にす態度、人を思いやる心や他者と協力する態度などを育む。

- ③ 「あなたならどうするか」を問う「考え、伝え合う道徳」への質的転換・授業改善を進める。
- ④ 障害の有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流学习等を実施する。
- ⑤ 「人権週間」を設定し、後期始業式と昼の時間を活用して、人権についての講話を行い、生命や人権を尊重する態度を育む。
- ⑥ いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、事例をもとに適切な対策やいじめへの対処等校内研修の充実を推進する。
- ⑦ 発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。
- ⑧ 携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール、SNS等の利用に関する「スマホ・ケータイ安全教室」を4・5・6年生対象に実施し、いじめやトラブル等を防ぐため、情報モラル教育の徹底を図る。

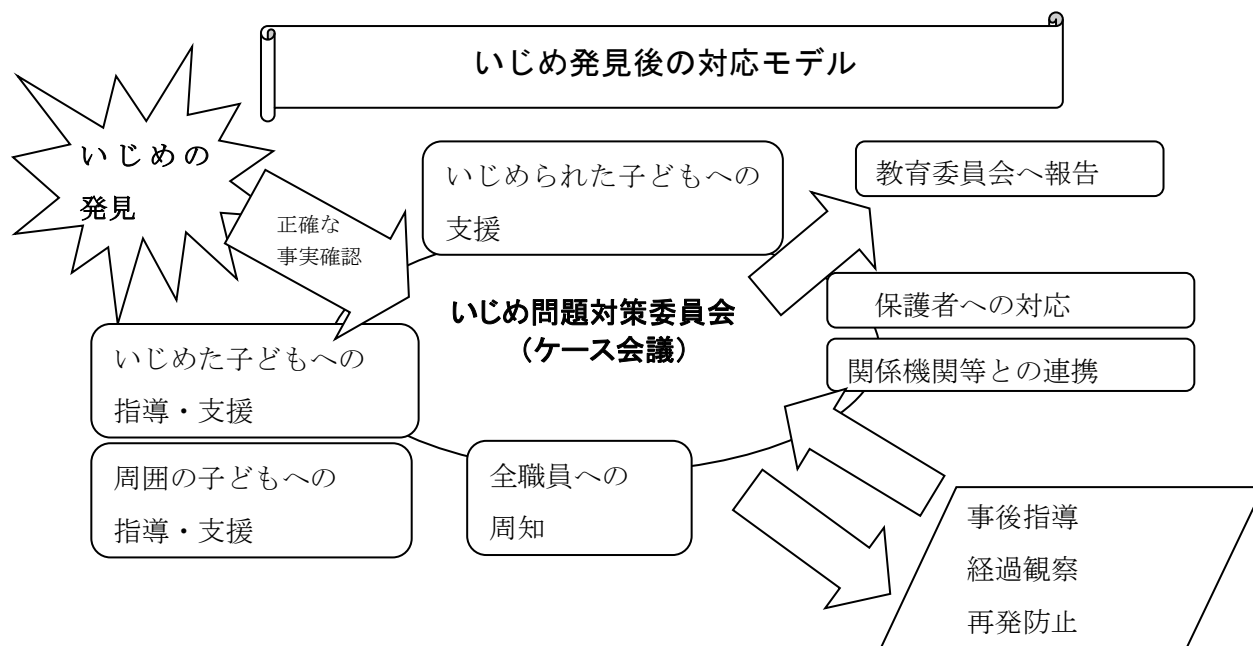
(3) いじめの早期発見について

- ① 児童の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、「いじめ対応マニュアル」のチェック項目の確認・活用を図る。
- ② 全職員がいじめの小さな兆候やサインを見逃すことなく、アンテナを高く保ち、毎月の「いじめ問題対策委員会」にて、気になる児童についての情報交換と情報共有をする。
- ③ 日常の学級経営の充実を図るとともに、毎日の健康観察・見守り等を丁寧に行い、日々の変化を捉えるようにする。
- ④ いじめの実態把握・早期発見のため、教育相談週間(年2回)、児童対象いじめアンケート(年2回)、保護者対象アンケート(年1回)、保護者個人面談(年2回)を実施する。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう、必要な啓発活動を行う。

(4) いじめの相談・通報について

- ① 児童のいじめを含む学校生活上の不安や課題を把握し、解消・解決に向けた手立てを講じるために、担任を主体とした、日常的な相談活動を実施する。
- ② いじめ相談・通報窓口として、教頭(教務主任)、生徒指導主任が原則として対応し、児童、保護者、地域住民に周知する。
- ③ 養護教諭(教育相談担当)も積極的に相談に応じる。スクールカウンセラーとの連携を図る。

(5) いじめを認知した場合の対処について



- ① いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、正確な事実確認を行う。また教育委員会に報告を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合はまずいじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援といじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の子供への指導・支援を行う。
- ③ 安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。
- ④ いじめたとされる児童に対しては、適切な指導（相手の心情を理解した上での謝罪・自分の行為が相手の心身に苦痛を与えたこと・今後の自分の行動など）をするとともに、背景を十分に理解した上で支援を行う。
- ⑤ 周囲の児童には、いじめの傍観者にならないように指導する。正義感をもって行動した児童が次のいじめの対象になることのないよう留意し、再発防止に向け、継続して観察等を絶やさず対応に努める。
- ⑥ 家庭・教育委員会・所轄のサポートセンターへの連絡と相談、事案に応じ、児童相談所・警察署等と連携して対処する。
- ⑦ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者またはいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

(2) 対処の方法

- ① 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対する組織を設置する。校内組織は、「生徒指導・特別支援・いじめ問題対策委員会」に、必要な人材を加えたものをこれに充てる。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果は、いじめを受けた関係児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 教育委員会へ報告をする。
- ⑥ 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

(3) 調査の主体

- ① 教育委員会と協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体となる。

- ② 教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査をする場合がある。
- ③ 教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査をする場合がある。

4 公表・点検・評価等について

(1) 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページで公開する。

(2) 点検

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検の項目を決めて行う。
- ② 保護者に対して、学校のいじめ防止基本方針が機能しているか、学校評価や保護者向けいじめアンケート等で評価してもらう。

(3) 評価

- ① 点検の結果を踏まえて「学校いじめ基本方針」の改善に取り組む。必要に応じて「学校いじめ基本方針」の修正を行う。(PDCAサイクルの確立)
- ② いじめの有無やその条件のみを評価するのではなく、児童に寄り添っていかに解決できたかを評価する。